

着工許可後の内容変更は 原則、認めません

当該東三河広域連合（以下「広域連合」）から介護保険住宅改修着工許可連絡を受けた改修工事について、着工許可後の内容変更は原則認められません。

改修内容に変更が必要となった場合、速やかに住宅改修実施届出書を提出した広域連合窓口（下記「市町村窓口」）に連絡の上、ご相談ください。広域連合窓口と連絡が取れない場合は、連絡が取れるまで工事をいったん中止してください。

◎内容変更の例

手すりやスロープの増設、取り付け位置の変更

「住宅改修が必要な理由書」に記載のない場所への取り付け

以前に似た工事に変更可能だったからと工事を進めないでください。

工事完了時に、連絡が必要だった事案と判明した場合は、住宅改修費を支給しません。

●市町村窓口

窓口名	電話番号
豊橋窓口（豊橋市役所 長寿介護課内）	0532-51-3130
豊川窓口（豊川市役所 介護高齢課内）	0533-89-2173
蒲郡窓口（蒲郡市役所 長寿課内）	0533-66-1176
新城窓口（新城市役所 高齢者支援課内）	0536-23-7688
田原窓口（田原市役所 高齢福祉課内）	0531-23-3217
設楽窓口（設楽町役場 町民課内）	0536-62-0519
東栄窓口（東栄町役場 住民福祉課内）	0536-76-0503
豊根窓口（豊根村役場 住民課内）	0536-85-1313